

土庄町空き家利活用促進等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内への移住・定住を促進し、空き家の利活用を通じて、地域の活性化を図るため、空き家の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内において、土庄町空き家利活用促進等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 一戸建ての住宅又は併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）をいう。

(2) 空き家 住宅として建築された建築物で、現に居住等をしていない住宅で、土庄町空き家バンク事業実施要綱（平成20年土庄町訓令第5号）第2条第1号に規定する土庄町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された住宅をいう。ただし、付属する物置、門、塀等は含まない。

(3) 事業所 地域コミュニティの維持・再生に資するものとし、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、子育て支援施設、レストラン、シェアオフィス、カフェ、商業施設、テレワーク施設、その他町長が認める施設をいう。

(4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し、別表に定める講習を受講した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価（ZEH水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準（令和4年10月28日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）を含む。以下同じ。）に基づく検証を含む。）をいう。

イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第一に示すもの。

ハ イ、ロに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの。

(5) 耐震改修工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、次に掲げるいずれかの方法により行う住宅の地震に対する安全性の向上を目的とする補強又は改修の工事をいう。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの。

ロ 基本方針別添第二に示すもの。

ハ イ、ロに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの。

(6) 簡易耐震改修工事 次に掲げる方法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。

一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法－木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）－」又は「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法

(7) 町内業者 町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の表に定めるものとする。

補助事業

補助事業名称	補助事業の内容
1 空き家バンク登録住宅改修等補助事業	空き家又は空き家であった建築物を住宅として利活用するために実施する改修工事であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 空き家バンクに現に登録されている空き家又は過去に空き家として登録されていた住宅を対象とするものであること。 (2) 空き家の購入者又は賃借人が事業を行う場合においては、空き家を購入又は賃借する直前の住居が県内に存し、かつ当該住居（自己所有に限る。）が空き家となる場合、将来的に管理不全な状態に陥らないよう、適切な管理等を担保すること。 (3) 過去に空き家の利活用を目的とした補助金の交付を受けていない物件であること。 (4) 補助金の交付申請年度内に事業の完了が見込まれる物

	<p>件であること。</p> <p>(5) 改修の前後において、建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと。ただし、改修工事に伴い、違反を是正する場合は、この限りでない。</p>
2 空き家バンク登録住宅事業所整備補助事業	<p>購入した空き家を事業所として利活用するための改修工事であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 空き家バンクに現に登録されている空き家又は過去に登録されていた空き家を対象とするものであること。</p> <p>(2) 対象物件の延べ面積の2分の1以上を事業所として使用する予定であること。</p> <p>(3) 県内での事業所の移転を伴う場合にあっては、従前活用していた建物（自己所有に限る。）が空き建築物とならないこと。</p> <p>(4) 過去に空き家の利活用を目的とした補助金の交付を受けていない物件であること。</p> <p>(5) 補助金の交付申請年度内に事業の完了が見込まれる物件であること。</p> <p>(6) 改修工事後、耐震性が確保されていること（空き家又は空き家であった建築物が、昭和56年5月31日以前に工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又は耐震診断の結果に基づき、耐震改修工事若しくは簡易耐震改修工事（補助事業にあわせ実施する耐震改修工事、簡易耐震改修工事を含む。）を実施したものをいう。）。</p> <p>(7) 改修の前後において、建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと。ただし、改修工事に伴い、違反を是正する場合は、この限りでない。</p>

(補助対象者の要件)

第4条 補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）の要件は、次の表の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

補助対象者の要件

補助事業名称	補助対象者の要件の内容
1 空き家バンク登録住宅改修等補助事業	<p>次の(1)又は(2)のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(1) 賃貸又は使用貸借を目的として空き家バンクに登録した空き家の所有者等である個人、法人事業者又は個人事業主（税務署に個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の提出をしている者に限る。以下同じ。）であって、概ね3年以</p>

	上、引き続き、空き家バンクに登録する意思のあるもの。 (2) 空き家を購入又は賃借した個人、法人事業者又は個人事業主であって、概ね3年以上居住又は利用する意思のあるもので土庄町に転入して2年未満のもの。
2 空き家バンク登録住宅事業所整備補助事業	空き家を購入した法人事業者又は個人事業主であって、概ね3年以上利用する意思のあるもの。

2 前項に規定する補助対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者となることができない。

- (1) 第9条の規定による交付決定より前に補助事業を実施した者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業(店舗型性風俗特殊営業に限る。)に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業に係る事業を行う事業者
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う事業者
- (5) 本町の町税を滞納している者
- (6) 補助金の交付申請を行う日において、当該補助金の交付対象となる空き家の売買、賃貸借又は使用貸借の契約締結日から2年を超えている者
- (7) 3親等内の親族間で空き家の売買、賃貸借又は使用貸借をした者
- (8) その他補助金の目的に照らして適当でないと町長が判断する事業を行う事業者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の表の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。なお、他の補助制度による補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該経費を控除するものとする。

補助事業の補助対象経費

補助事業名称	補助対象経費の内容
1 空き家バンク登録住宅改修等補助事業	町内業者により次の(1)から(13)までに定める改修工事を実施する補助事業に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。)とする。 (1) 木工事 部屋の増減築、間仕切りの変更、床材・内壁材等の変更等

	<p>(2) 屋根工事 屋根材葺替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等</p> <p>(3) サッシ工事 玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等</p> <p>(4) 建具工事 各種建具取替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取替え）等</p> <p>(5) 内装工事 床・天井・壁等のクロス貼替え等</p> <p>(6) 外装工事 外壁の改修・張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等</p> <p>(7) 塗装工事 屋根塗替え、外部鉄部塗替え等</p> <p>(8) 左官タイル工事 室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等</p> <p>(9) 給排水設備工事 給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等</p> <p>(10) エクステリア工事 住宅と一体化しているテラス、ベランダの設置、改修等</p> <p>(11) 住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備、照明のLED化等）</p> <p>(12) 家財道具の処分（空き家又は空き家であった建築物の利活用のために不要な家財道具等を運搬・処分する事業。）</p> <p>(13) その他 美装工事その他当該物件の機能の維持又は向上のために必要であると認められる工事</p> <p>なお、次に掲げる内容の工事等は、補助の対象としない。</p> <p>(一) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属する者が実施する工事</p> <p>(二) 住宅構造の改修工事を伴わない機器及び備品等の購入（テレビ、パソコン等の電化製品又はカーテン、家具セット、物置等）</p> <p>(三) 外構、庭、堀又は地盤に関する工事</p> <p>(四) 家具の固定のための器具購入及び工事</p> <p>(五) その他、町長が不相当と認めた工事</p>
<p>2 空き家バンク登録住宅事業所整備補助事業</p>	<p>空き家の改修工事に要する経費に対応するものに限る。なお、耐震診断・耐震改修工事・簡易耐震改修工事に要する経費、家財道具の処分に要する経費及び対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備工事（例えば、電気・ガス・給排水・空調・トイレなど）に要する経費を含む。</p>

(補助金の額)

第6条 補助事業の補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。なお、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

各補助事業の補助金の額

補助事業名称	補助金の額の内容
1 空き家バンク登録住宅改修等補助事業	補助対象経費の50万円までの全額及び当該補助対象経費の50万円を超えた額に2分の1を乗じて得た額とし、補助上限額は、100万円とする。
2 空き家バンク登録住宅事業所整備補助事業	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた得た額とし、その限度額は400万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助事業の着手前に、土庄町空き家利活用促進等補助金交付申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、補助対象者が所有者でない場合は、承諾書(様式第3号)を合わせて提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに、補助金の交付を決定し、土庄町空き家利活用促進等補助金交付決定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助対象者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更又は中止する場合には、土庄町空き家利活用促進等補助金交付変更等承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 町長は、前項第1号の規定による承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 町長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、土庄町空き家利活用促進等補助金交付変更等承認通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業を完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、土庄町空き家利活用促進等補助金実績報告書（様式第8号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、土庄町空き家利活用促進等補助金確定通知書（様式第10号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに土庄町空き家利活用促進等補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、補助金の額の確定後において、前条の請求があった場合に、補助対象者に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助金を他の用途に使用したとき。

（2） 虚偽その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

（3） 当該補助事業により改修工事を行った空き家（以下「対象住宅」という。）を補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に取り壊し、又は空き家バンクを通じないで売却したとき。

（4） 対象住宅の入居者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居又は転出したとき。ただし、対象住宅の所有者が引き続き対象住宅を空き家バンクに登録する場合はこの限りではない。

（5） 補助金の交付決定の前に、補助対象事業に着手したとき。

（6） この要綱及びこの要綱の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。

（7） 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該補助対象者にその部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

- 2 町長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。
- 3 町長は、第1項により補助金の返還を命じる場合には、町長が必要がないと認める場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命じるものとする。
- 4 第2項による補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産処分の制限)

第16条 補助対象者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、土庄町空き家利活用促進等補助金財産の処分に係る承認申請書(様式第12号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数を経過した取得財産等の処分については、この限りではない。

- 2 町長は、補助対象者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。
- 3 補助対象者は、取得財産等については、事業終了後においても善良なる管理者の注意を持って管理すると共に、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(報告及び立入り検査)

第17条 町長は、補助事業の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助対象者に対して報告をさせ、又はその職員に、当該補助事業の施行地その他関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(関係書類の保管等)

第18条 補助対象者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類その他必要となる図書を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第2条第4号関係）

- | |
|---|
| <p>(1) 一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通省登録講習のうち、木造住宅に係る耐震診断資格者又は耐震改修技術者養成のための講習</p> <p>(2) 土庄町が実施する木造住宅耐震対策講習</p> <p>(3) その他町長が認める講習</p> |
|---|

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
- 2 第5条表中における補助の要件のうち、耐震性の確保に関するものについては、空き家の所有者等が補助事業を実施する場合を除き、令和8年4月1日以降に空き家を購入又は賃貸したものについて、適用する。
（土庄町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱等の廃止）
- 3 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 土庄町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金交付要綱（令和3年土庄町告示第51号）
 - (2) 土庄町町内事業者向け空き家活用型事業所整備補助金交付要綱（令和6年土庄町告示第39号）

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

土庄町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

土庄町空き家利活用促進等補助金交付申請書

土庄町空き家利活用促進等補助金の交付を受けたいので、土庄町空き家利活用促進等補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

申請者の区分		<input type="checkbox"/> 法人事業者 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 個人	
申請区分		<input type="checkbox"/> 空き家バンク登録住宅改修等補助事業 <input type="checkbox"/> 空き家バンク登録住宅事業所整備補助事業	
補助対象空き家	所在地	〒	
	建築年	年 月	
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	所有区分	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 所有者が別（所有者氏名： ）	
施工業者	所在地（住所）	〒	
	名称（代表者氏名）	連絡先（電話）	
改修工事の内容（具体的に）			
改修工事費用（見積金額）		円	
補助対象費用		円	
補助申請額		円 (千円未満の端数切り捨て)	
工事期間		年 月 日～ 年 月 日	
補助対象空き家の国、県又は本町の制度による補助金受給の状況（今後受給する予定含む。）		<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ※有りの場合、次の項目を記載 補助金名 受給（予定）日 補助額 円	

別紙1 添付書類確認表

1 空き家バンク登録住宅改修等補助事業

No.	書類名	確認欄
1	申請者の住民票の写し	
2	申請者の町税納税証明書	
3	補助対象空き家の所有権が確認できる書類（登記簿など）	
4	【該当物件の契約締結後に補助申請する場合】 補助対象空き家の売買契約書、賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し	
5	【申請者が補助対象空き家の所有者でない場合】 補助対象空き家の固定資産税納税証明書	
6	補助対象事業費が確認できる書類の写し（内訳含む。）	
7	補助対象事業の予定内容の詳細が分かる図面の写し	
8	補助対象事業予定箇所の現況写真	
9	誓約書（様式第2号）	
10	【申請者が補助対象空き家の所有者でない場合】承諾書（様式第3号）	
11	その他町長が必要と認める書類	

2 空き家バンク登録住宅事業所整備補助事業

No.	書類名	確認欄
1	事業計画書（別紙2）	
2	誓約書（様式第2号）	
3	耐震診断報告書（様式第4号の1） 【耐震診断を実施しない場合】 建築基準法の適合状況調査結果報告書（様式第4号の2）	
4	【法人事業者の場合】登記事項証明書 【個人事業主の場合】住民票及び個人事業の開業届出書並びに所得税の青色申告承認申請書の写し	
5	営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。） ※申請時にない場合は、実績報告書提出時に提出することとする。	
6	申請者の町税等の滞納がないことが分かる書類	
7	対象物件の所有権が確認できる書類	

8	対象物件の図面等、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類。ただし、対象物件が第5条第1項ただし書に該当する場合は、耐震改修工事に係る部分を明示すること。	
9	対象物件が第5条第1項ただし書に該当する場合は、補強計画時の構造評価が分かる計算書（耐震診断技術者が行ったもの）及び建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針別添第2に示す計算を行ったものは、耐震改修工事に係る構造詳細図並びにその他耐震改修工事等内容が確認できる図書	
10	対象物件の周辺環境が分かる位置図	
11	対象物件の現状写真	
12	補助対象経費の合計額が確認できる書類（内訳を含む。）	
13	その他町長が必要と認める書類	

事業計画書

対象物件の事業所名称	
対象物件で実施する事業	<p>(事業名)</p> <p>(事業の内容)</p> <ol style="list-style-type: none">1 目標 2 事業コンセプト 3 現状分析及び販売仕入計画 4 その他

※できるだけ具体的に記載してください。

様式第3号（第7条関係）

承 諾 書

土庄町空き家利活用促進等補助金交付要綱第7条の規定により、承諾書を提出します。
なお、本事業の実施に際し、問題が発生した場合は、当方の責任において適切な措置を講じ解決します。
また、次の事項について、承諾します。

【承諾事項】

- (1) 補助対象空き家の所有者は、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に空き家の取壊し又は空き家バンクを通じない売却を行わないこと。
- (2) 補助対象空き家の利用者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に退去した場合は、引き続き対象住宅を土庄町空き家バンクに登録すること。
- (3) 申請者が本事業を利用し、当該交付申請内容で空き家の改修工事を行うこと。

年 月 日

申請者

住所

氏名

電話番号

※署名又は記名押印

所有者（申請者が補助対象空き家の所有者でない場合のみ）

住所

氏名

電話番号

※署名又は記名押印

耐震診断報告書

土庄町長 様

耐震診断技術者 氏 名
 住 所
 資 格 () 建築士
 登録番号 第 号
 事務所名
 連絡先

年 月 日に実施した次の物件の耐震診断の結果について、関係図書を添えて報告します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事実と相違ないことを申し上げます。

物件の用途	
物件の建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 長 屋 <input type="checkbox"/> その他 ()
物件の所在地	
診断結果	

※建築基準法に基づく主な規定(都市計画区域外の地域は、第20条の規定のみ確認すること。)

第20条 構造耐力	<input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第43条 敷地等と道路との関係	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第44条 道路内の建築制限	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第52条 容積率	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第53条 建ぺい率	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第55条 建築物の高さ	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である
第56条 建築物の各部分の高さ	<input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 既存不適格建築物である

様式第4号の2（第7条関係）

年 月 日

建築基準法の適合状況調査結果報告書

土庄町長 様

確認実施者	氏名	印
	住所	
	資格（ ）級建築士	
	登録番号（ ）登録第（ ）号	
	事務所名	
	連絡先	

対象空き家に関する建築基準法の適合状況について、以下のとおり報告いたします。不適合となった事項については、以下の方法により、工事完了時までには是正いたします。なお、報告内容については、現地と照合しており、事実と相違ないことを申し上げます。

1 対象空き家について

活用後の用途	<input type="checkbox"/> 住宅（ <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅、 <input type="checkbox"/> 併用住宅） <input type="checkbox"/> 事業所：詳細用途（ ）
所在地	
建築時期	年 月 建築

2 主な規定の適合状況について

※建築基準法に基づく主な規定（都市計画区域外の地域は、第20条の規定のみ確認すること）

第20条 構造耐力	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> (1) S56.6.1以降に工事に着手した住宅 <input type="checkbox"/> (2) 耐震診断の結果、耐震性あり →住宅耐震補助の活用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (3) 耐震改修により耐震性を確保済 →住宅耐震補助の活用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (4) 耐震性不明
第43条 敷地等と道路との関係	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格
第44条 道路内の建築制限	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格
第52条 容積率	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格
第53条 建ぺい率	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格
第55条 建築物の高さ	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格
第56条 建築物の各部分の高さ	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格

3 不適合箇所の是正方法について

不適合の場合 の是正方法	
-----------------	--

第 号
年 月 日

様

土庄町長

土庄町空き家利活用促進等補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった土庄町空き家利活用促進等補助金については、次のとおり交付することに決定したので、土庄町空き家利活用促進等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 補助対象事業費及び補助金交付決定額

補助対象事業費	円
補助金交付決定額	円

2 交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は町長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

3 その他

年 月 日

土庄町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

土庄町空き家利活用促進等補助金交付変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった補助対象事業を次のとおり（変更・中止）したいので、土庄町空き家利活用促進等補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

補助対象空き家の所在地	〒	
（変更・中止）年月日	年 月 日	
（変更・中止）の理由		
変更の内容 （※変更の場合のみ）		
補助対象事業費	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	円	円

※補助対象事業費及び補助対象事業内容が確認できる書類の写し（内訳を含む。）を添付すること。

第 年 月 日 号

様

土庄町長



土庄町空き家利活用促進等補助金交付変更等承認通知書

年 月 日付けで変更等申請のあった土庄町空き家利活用促進等補助金については、次のとおり交付決定の（変更・取消し）をしたので、土庄町空き家利活用促進等補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

1 変更

(1) 補助対象事業費及び補助金交付決定額

補助対象事業費	(変更前)	円
	(変更後)	円
補助金交付決定額	(変更前)	円
	(変更後)	円

(2) その他

(3) 交付の条件

- ア 補助対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は町長の承認を受けること。
- イ 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

2 取消し

(取消し理由)

年 月 日

土庄町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

土庄町空き家利活用促進等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった空き家利活用促進等補助金の補助対象事業を次のとおり実施したので、土庄町空き家利活用促進等補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 事業の区分 空き家バンク登録住宅改修等補助事業
 空き家バンク登録住宅事業所整備補助事業

- 2 補助対象事業費 円

- 3 補助金交付決定額 円

- 4 補助対象事業工事期間
着手年月日 年 月 日
完了年月日 年 月 日

- 5 添付書類 別紙3のとおり

別紙3 添付書類確認表

1 空き家バンク登録住宅改修等補助事業

No.	書類名	確認欄
1	補助対象事業費の請求書の写し（内訳含む。）	
2	補助対象事業費の支払いが確認できる領収書等の写し	
3	補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し	
4	補助対象事業実施箇所の現況写真	
5	その他町長が必要と認める書類 住民票の写し（交付申請時に添付できなかった場合） など	

2 空き家バンク登録住宅事業所整備補助事業

No.	書類名	確認欄
1	事業報告書（別紙4）	
2	耐震改修工事等結果報告書（様式第9号）	
3	補助対象事業費の請求書の写し（内訳含む。）	
4	補助対象事業費の支払いが確認できる領収書等の写し	
5	補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し	
6	耐震診断状況及び施工写真（外観、内観及び修繕箇所）	
7	対象物件が第5条第1項ただし書に該当する場合は、耐震改修工事等の施工写真（改修前後が判別できる写真）及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類	
8	その他町長が必要と認める書類	

事業報告書

対象物件の事業所名称	
対象物件で実施する事業	<p>(事業名)</p> <p>(事業の内容)</p> <p>1 目標</p> <p>2 事業コンセプト</p> <p>3 現状分析及び販売仕入計画</p> <p>4 その他</p>

※できるだけ具体的に記載してください。

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

耐震改修工事等結果報告書

土庄町長 様

耐震診断技術者 氏 名
住 所
資 格 () 建築士
登録番号 第 号

事務所名
連絡先

年 月 日に実施した次の物件の耐震改修工事等の結果について、関係図書を添えて報告します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事実と相違ないことを申し上げます。

物件の用途	
物件の建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 長 屋 <input type="checkbox"/> その他 ()
物件の所在地	
改修後の構造耐力	

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

土庄町長



土庄町空き家利活用促進等補助金確定通知書

年 月 日付で提出のあった実績報告書に基づき、次のとおり補助金額を確定したので、土庄町空き家利活用促進等補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金確定額

円

様式第11号（第12条関係）

年 月 日

土庄町長 様

請求者 住所
氏名
電話番号

土庄町空き家利活用促進等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知があった土庄町空き家利活用促進等補助金について、土庄町空き家利活用促進等補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫・ 農協・漁協						本店・支店・ 支所・出張所			
	口座種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他()	口座 番号							
口座名義人	(フリガナ)									

土庄町長 様

補助対象者 住所
氏名
(法人にあつては主たる事業所の所在地
並びに事業者名及び代表者の職・氏名)

土庄町空き家利活用促進等補助金財産の処分に係る承認申請書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた土庄町空き家利活用促進等補助金の対象となった財産を処分したいので、土庄町空き家利活用促進等補助金交付要綱第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助対象者名等

補助対象者名	
所在地・住所	

2 処分しようとする財産

財産の名称	
処分の方法	<input type="checkbox"/> 目的外使用 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 ()
処分の時期	
処分の理由	

3 相手方

所在地・住所	法人名・氏名	利用の目的	条件